

事務局長	係長	係

第2回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月4日（火）午前9時00分～10時

2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）

3. 出席者 （7名）

委員	永尾 敏行	農地利用最適化推進委員	牛島 幸雄
委員	吉村 尚子	農地利用最適化推進委員	永尾 勝芳
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	北島 良孝
委員	竹下 砂男		
委員	中島 英昭		
委員	副島 建三		
委員	山下 博之		

4. 欠席者 （0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■

委員 ■番 ■■ ■■

第2【議案第1号】農用地利用集積等促進計画（案）への意見について（2件）

6. その他

①農地利用状況調査の実施について

②令和8年度農業委員・農地最適化推進委員研修会

令和8年9月9日（水）13：30～16：00 鹿島市民文化ホール

③農業委員会研修

7. 農政係より ・認定農業者の認定に係る意見聴取について（1件）

8. 農業委員会事務局

事務局長 古賀 九州男

係長 高田 匡樹

書記 野村 有加里

9. その他出席職員

農林建設課農政係 畦山 一道

10、会議内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和8年度第2回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は■名中■名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は■■会長をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入りますが最後まで慎重審議をお願いします。では議案第1号農用地利用集積等促進計画(案)への意見について(2件)について、事務局から議案第1号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【以下、議案第1号農用地利用集積等促進計画(案)への内容の朗読、説明】おはようございます、それでは説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。今回は、権利設定する方は所有者が■■■■氏、農業公社を通して道金町の■■■■氏が借受人となります。場所は、①大町町大字大町二本黒木箆■■■■番地現況地目は田となります。面積は■■■■㎡、利用内容、賃借権、(米)契約開始は令和8年11月1日～終期令和18年10月30日、存続期間は■年となります。同じく3ページ目ですが、所有者が■■■■氏、農業公社を通して道金町の■■■■氏が借受人となります。②大町町大字大町二本黒木箆■■■■番地、現況地目、田となります。面積は■■■■㎡、利用内容、賃借権(米)契約開始は令和8年11月1日～終期令和18年10月30日、存続期間は10年となります。今まで利用権設定をしていたので更新となります。1ページ目に戻っていただきまして、何方もすでに耕作をされていて実質的には更新の形になり農業者としては適切と思います。ご審議の方を宜しくお願いします。

議長

ありがとうございました。何か質問等はございませんか。

議長

それでは採決いたします。

議案第 1 号農用地利用集積等促進計画（案）について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 つづきまして、その他（3 件）の説明を事務局よりお願いします。

事 務 局 ①令和 8 年度農地利用状況調査実地日程は別紙のとおりです。
【8 月 26 日～8 月 28 日（3 日間）】 集合場所は役場です。

②令和 8 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
【9 月 9 日（水）鹿島市民文化ホール】 8/25 出欠〆切り
集合場所は役場に 12：30 予定

③別紙資料（大町町農業委員会研修）に沿って概要説明

事務局長 農業委員研修資料の補足ですが、資料 1 ページ目 2 番の総会における主な議案の利用権設定についてとありますが、新規で上がってくる事は基本ありません。利用権設定とは農業公社を通さず地主と借受を行う事です（直接、相対契約）は無くなっています。現在まだ契約が残っている方々は契約終了後、そのまま更新はなく中間管理事業に移行するかたちとなります。

中島委員 権利移動の所で昨年、町内の福母地区に農地を持っている方が大谷口の方に農地を売買される話がありますが、農業委員会に賭けるのは何カ月前から手続きを進めるのですか。

事務局長 一応、8 月に入って手続き、10 月の議案にと話はしています。今から進めていき福母地区（中島地区）の売買の話は農地法第 3 条で行う予定です。

中島委員 今年の 12 月までは、所有者と農地中間管理事業の借受契約がありますね。

事 務 局 2 ヶ月前には書類の提出が必要ですね。最低 9 月には所有権移転の手続きと思っています。

事務局長

農地法 3 条と中間管理事業と二つのやり方があります。
農地を貸す、売る、貰う、とあり農地法第 3 条ならば農業委員会に 1 回掛ければよいです。毎月 23 日が締め切りですので、それまでに押印等書類が完成していれば翌月には農業委員会にかけて、承認されれば、名義を変えられます。資料の一番下に農地中間管理機構（佐賀県農業公社）による農地の賃借。特例事業として農業委員会のあっせんによる売買もあります。まずあっせんの議案売り主から公社所有権移転の議案。公社から買い主に所有権移転計 3 回の議案が必要になりますので 3 ヶ月位時間がかかります。農地法第 3 条で行うなら許可書を出すだけです。農業公社は登記までしてもらえます。【大町町農業委員会の資料を基に説明】

事務局長

新しく農業委員に就任された■■委員、■■委員は初めてですので説明しますが、「農業委員会活動記録簿」を机上に配布しますので、活動を行った分は記録をお願いします。本日の、農業委員会総会出席も記入していただき、農地の見回り活動実施等記入をお願いします、提出は、農業委員会総会の時にお願いします。

議 長

互助会の会費の明細書の報告をお願いします。

事務局

準備していますので後で配布いたします。

【明細書の内容を説明】

議 長

何か他に説明はありますか。

事務局

農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について
7 月、12 月 3 月 ■■委員、■■委員は 12 月からの報酬になります。

議 長

それでは、農政係より、農業経営改善の認定に係わる個人情報
の取扱いについて。

農政係

農業経営改善計画認定申請書について説明
灰塚晃幸氏案件

【以下資料に基づき内容を朗読と説明】

議 長

ありがとうございました。何か質問等はございませんか。
(質問・意見等なし)

議 長

他になればこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副 議 長

それではこれもちまして、第3回大町町農業委員会総会を
閉会いたします。次回の農業委員会総会は、9月3日（木）に開
催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員